

重要事項説明書

1 事業所の概要

事業所名	居宅介護支援事業所 憩
所在地	座間市相武台三丁目27番60号
事業所指定番号	神奈川県 1474100276号
管理者・連絡先	飯島 晴美 TEL: 046-298-7272
サービス提供地域	座間市 相模原市南区 海老名市 大和市
併設サービス	通所介護

2 事業所の職員体制等

職種	従事するサービスの種類・業務	人員
管理者	居宅介護支援事業	1名（介護支援専門員兼務）
介護支援専門員	居宅介護支援事業	1名 （常勤1名 非常勤0名）

3 営業時間

区分	平日	土曜日	休祭日
営業時間	8:30~17:30	8:30~17:30	8:30~17:30

(注) 日曜日及び年末年始（12/31～1/3）は、お休みとさせていただきます。

4 サービス利用料及び利用者負担

- (1) 指定居宅介護支援を提供した場合の料金の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。ただし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担はない。通常のサービス地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合の利用者負担はない。

5 サービス内容

(1) 事業者（居宅介護支援事業者）は利用者が自宅において日常生活を営むために必要なサービスを適切に利用できるよう、利用者の心身の状況等を勘案して、利用するサービスの種類及び内容、担当する者を定めた居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づいてサービス提供が確保されるよう事業者等との連携調整その他の便宜の供与を行います。

(2) 居宅介護支援にあたっては、利用者の心身の状況、置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、適切なサービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう努力いたします。

(3) 居宅介護支援にあたっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることがないように、公正中立に行います。

(4) 居宅介護支援にあたっては、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するよう行うとともに、医療サービスとの連携に十分配慮いたします。

(5) 事業者は、居宅サービス計画作成後においても、利用者やその家族、事業者等との連携を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、利用者についての解決すべき課題を把握し、必要に応じて居宅サービス計画の変更、事業者等との連携調整その他の便宜の提供を行います。

(6) 提供方法については、利用者の自宅又は、事業所の相談室において、利用者及びその家族に対してサービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うとともに、相談に応じる。課題分析方法は、独自の標準アセスメント方式を用いる。

(7) 作成に当たっては、利用者及び家族の生活に対する意向、総合的は援助方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、計画書の原案を作成する。居宅サービス計画書の作成に当たって、利用者から介護支援専門員に対して、複数の指定居宅サービス事業者等の選択理由を求めることが可能であること等につき、文章の交付及び口頭により説明、文章に利用者の署名（記名押印）を受け取るものとする。

(8) 介護支援専門員は、居宅サービスに位置づけた指定居宅サービス事業者等に対して、個別サービス計画書の提出を求めるものとする。

担当の介護支援専門員

居宅介護支援専門員 氏名 飯島 晴美 連絡先(電話) 046-298-7272

サービス提供責任者 氏名 飯島 晴美 (FAX) 046-204-7676

7 事故発生時、緊急時の対応

サービス提供にあたり、体調の急変などが生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関に連絡いたします。

医療機関等	主治医等の氏名
緊急連絡先	氏名 連絡先

8 緊急時の連絡体制について

24時間常時連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者の相談に対応する体制を確保している。

具体的な方法として

月曜日～土曜日（8：30～17：30）は、046-298-7272

上記時間外は、080-7741-6191

9 虐待の防止のための措置

利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に措置を講ずるものとする。

(1) 虐待の防止するための従業者に対する研修の実施

(2) 利用者及びその家族からの苦情処置体制の整備

(3) その他の虐待防止のために必要な措置（委員会の開催、指針の整備等）

事業所はサービス提供中に、虐待を受けたと思われた利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通知するものとする。

10 相談窓口、苦情対応

○サービスに関する相談や苦情につきましては、次の窓口にご連絡お願いいたします。

当社お客様相談	電 話：046-298-7272 FAX：046-204-7676 相談員 飯島 晴美 対応時間 8：30～17：30
---------	--

○公共機関においても、次の期間において、苦情申し出などができます。

市町村介護保険課相談窓口	座間市（介護保険課）：046-252-8077 相模原市（介護保険課）：042-769-8321 海老名市（高齢介護課）：046-235-4952 大和市（介護保険課）：046-260-5170
神奈川県国民健康保険団体 連合会(国保連) 介護保険課 介護苦情班	所在地 横浜市西区楠町27-1 電 話：045-329-3447 利用時間：8：30～17：15

11 当社の概要

名称・法人種別	有限会社 健康医学開発センター
代表者	秋元 尚太郎
本社所在地・電話	座間市相武台三丁目27番60号 電話：046-255-1089
業務の概要	介護保険事業
事業所数	7ヶ所 ケアセンター憩（通所介護） ヘルパーステーションかながわ（訪問介護） プライムガーデン海老名（住宅型有料老人ホーム） グループホーム小松原・グループホーム憩 プライムガーデン秦野（特定施設） プライムガーデン秦野式番館（特定施設）

12 秘密保持

業務で知り得たご利用者及びご家族の情報については、契約中、解約後も第三者に漏らすことはありません。

13 サービスの選択

利用者は、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求める事が出来る。
利用者は、居宅サービス計画書に位置付けた指定サービス事業者等の選定理由の説明を求める事が出来る。

令和 年 月 日

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明し交付しました。

事業者所在地 座間市相武台三丁目27番60号
 事業者名 居宅介護支援事業所 憩
 説明者 飯島晴美 印

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受け同意し交付を受けました。

利用者 住所
氏名
 家族 住所
氏名 続柄（ ）